

岩手県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、令和8年5月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和8年7月24日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉 田 瑞 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
菊池ひろしを育てる会	菊池 浩士	菊池 源悦	遠野市下組町8番55号